

事業名	事業内容	経費見込	経費算定方法
発達障害者への支援に関する検討会	福祉、医療、教育等全ての分野にまたがり、本市の発達障害者支援に関する方針を検討する会議を開催し、以下の事項について検討し方向性を決定する。 ①発達障害者の課題に対する各機関の責任と役割分担(どの機関がどこまでの対応をするか) ②連携のルール化(学校との連携、健診から専門機関への連携、連携のコーディネートを誰が行うか等) ③情報共有ツール(機関を問わず利用できる市内統一のツール) ④発達障害者の診断機関を増やすための方策	—	既存制度の枠組みのなかで対応可能であるため、新たな経費は、現時点では想定されない。
主要相談機関の人員整備	療育センター、発達障害者支援センター、養護教育センターの人員を相談待ち機関を1か月以内にする 것을目指し、人員体制を整備する。特に発達障害者支援センターは、民間事業所や学校、保育所(園)等に機関支援を行うことから、発達障害の専門家を招聘する。	療育センター(療育相談所) 33,730千円	医師、言語聴覚士、心理判定員、事務職員を各1名(常勤職員)増員する。
		発達障害者支援センター 19,745千円	初期相談体制の拡充として、家庭支援に係る職員2名、電話対応に係る職員1名を増員する(常勤職員)。 また、機関支援(調整会議、機関コンサルタント、個別調整会議など)や普及啓発(講演会、講師派遣、研修の企画など)に係る専従の職員1名を増員する(常勤職員)。
		養護教育センター 5,605千円	心理判定員、教育相談員、電話相談員を各1名(非常勤嘱託職員)増員する。
子育て相談	発達障害について気軽に相談ができるよう、発達障害に特化した相談窓口ではなく、子育て全般の相談窓口を各保健福祉センターに設置する。	—	保健福祉センターの組織拡充で検討をすすめる必要があるため、現時点では経費を想定できない。
発達障害に関する基本研修	企業、学校、保育所(園)、幼稚園、障害福祉サービス事業所、行政職員等様々な分野の方が発達障害に関する基本的な知識を学べる研修を月に1回のペースで実施する。当該研修は、各機関が発達障害に対して気づけることや、その後どのように専門機関につなげればいいのかかわかることに特化して行う。	2,634千円	定員120人、終日の実施を想定した場合。
相談機関一覧の作成	発達障害者に関する相談先の一覧を作成し、HPでの公開や窓口での配布を行う。	—	既存制度の枠組みのなかで対応可能であるため、新たな経費は、現時点では想定されない。
障害福祉サービス計画等作成支援事業	指定計画相談支援事業の報酬に上乘せを行う。併せて、モニタリングの実施回数についても原則にとらわれることなく、実情にあわせた回数を実施できるよう支給決定時に配慮する。 ※この支援によって、指定計画相談支援事業所の相談支援専門員が連携をコーディネートする役割を行えるようにする。	112,536千円	8,000円(※1)×(4,373件(※2)×1.5(※4))=52,476千円 6,500円(※1)×(6,160件(※3)×1.5(※4))=60,060千円 ※1 先行事例の天津市計画相談支援等推進補助金の単価 ※2 サービス利用支援件数H28年度見込み(児童含む) ※3 継続サービス利用支援件数H28年度見込み(児童含む) ※4 現時点の本市のセルフケアプランを除く計画作成率が70%程度であることから、今後100%になると仮定する。(100%/70%=1.42(約1.5))
相談支援専門員研修事業	相談支援専門員に対して、事業者団体等が実施する研修等(研修、多職種連携会議、調査、啓発活動等)に係る経費の一部を助成する。	2,700千円	54万円(※1)×5団体(※2)=270万円 ※1 千葉県障害福祉団体補助事業の補助上限額(社会参加促進事業除く) ※2 市内団体の意向確認を行っていないため、仮に設定
ライフサポートファイルの利用促進	発達障害者への支援に関する全て関係者が、必要な情報を共有できる共通の様式を作成し、市内の発達障害者全員が、当該ファイルを利用するよう、周知啓発を行う。	—	既存制度の枠組みのなかで対応可能であるため、新たな経費は、現時点では想定されない。
スーパーバイザー支援事業	各専門分野において、国の指導者研修等を受講した事業所に、計画相談支援や各事業所へのスーパーバイズを行ってもらえるよう支援を行う。	9,000千円	300万円(※1)×3事業所(※3)=900万円 ※1 非常勤職員1名分の人件費 ※2 発達障害(強度行動障害)、医療的ケア、精神障害で3事業所
巡回相談の拡充	現在実施している巡回相談事業について、より多くの機関を巡回できるよう体制を整備する。	4,301千円	非常勤2名を常勤2名とした場合の増額分。
事業者情報の公開	発達障害者の支援を行なっている事業所の情報を市HPで公開する。	—	既存制度の枠組みのなかで対応可能であるため、新たな経費は、現時点では想定されない。
強度行動障害者対応加算の拡充	現在、施設入所支援及び短期入所に対し行っている強度行動障害者対応加算について、補助単価を増額するとともに、通所事業所、グループホームにも対象を拡大する。	45,732千円	①通所事業所 39,000円(※1)×80件(※2)×12か月=37,440,000円 ②グループホーム 98,704円(※3)×7件(※4)×12か月=8,291,136円 ※1 先行事例の仙台市重度重複障害者等受入通所施設運営費補助の単価 ※2 区分5以上・行動関連項目15点以上で施設入所していない障害者見込数 ※3 先行事例の鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業の単価 ※4 区分5以上・行動関連項目15点以上でグループホームに入居している障害者見込数
地域自立支援協議会専門部会の設置	千葉県地域自立支援協議会において、特に支援が困難なケース(例:強度行動障害、医療的ケア)について、専門的に地域の課題を検討する部会を設置し、その議論の結果を市の施策に反映する。 ※送迎・通院に関する総合的な検討もここで行うことを想定	—	既存制度の枠組みのなかで対応可能であるため、新たな経費は、現時点では想定されない。
実態調査	発達障害児者に関する本市の実態を把握するため、広範な調査を行う。	4,500千円	<対象者の選定方法> 発達障害児:千葉市内の小中学校総数の6%を想定。※希望者の手上げ方式による実施。 発達障害者:精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療(精神通院医療)受給者証をお持ちの18歳以上の方のうち、発達障害の類型に属する病名での申請がある方を想定。